

行政における民俗文化財の保護・活用に関する一考察 —熊本市の「沈目地区の大蛇踊り」を事例に—

福西 大輔

熊本市都市政策研究所 職員併任研究員（教育委員会事務局熊本博物館 学芸員）

キーワード： 民俗文化財、文化財保護法、お祭り法、平成の大合併

1 はじめに

1.1 研究の背景と目的

熊本市は、平成 20 (2008) 年に富合町、平成 22 (2010) 年に城南町、植木町との合併を経て人口 73 万人となり、平成 24 (2012) 年 4 月に政令指定都市へ移行した。それにもない新たな区割りが行なわれ、地域性を出した町づくりが進められている。こうした中、地域に残された民俗芸能などの民俗文化財が着目され、地域おこしなどに活用される機会は増えてきている。このような傾向は全国的に見られる。平成 12 (2000) 年になされた文化庁の『国民の文化に関する意識調査』によれば、「神楽等の伝統的な民俗芸能や地域の祭りへの関心」(総数 1509 人) は「ある」が 62.4%と、「ない」が 28.8%という (図 1 参照)。

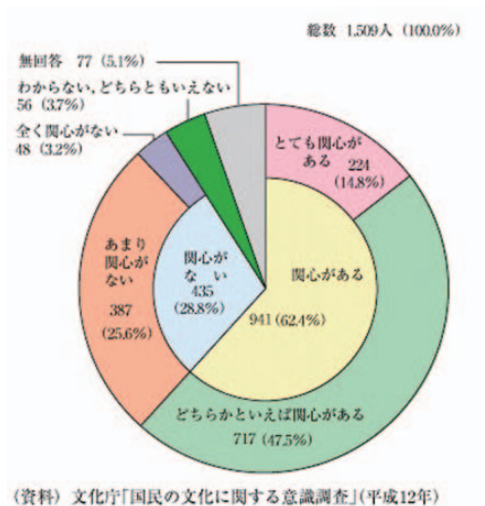


図1 神楽等の伝統的な民俗芸能や地域の祭りへの関心

同年になされた文化庁の『伝統文化を活かした地域おこしに関する調査』では「伝統文化の地域おこしへの活用」(中山間地域の市町村) に関しては「ある」が 60.5%

と、「計画中」が 7.5%、「ない」が 31.7%という結果が出ている (図 2 参照)。

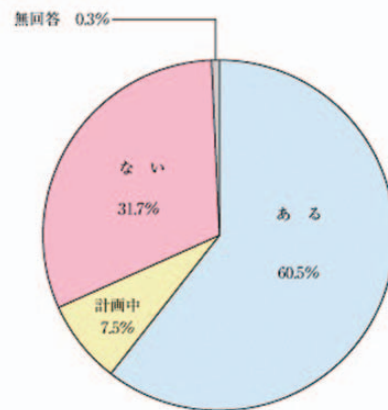


図2 伝統文化の地域おこしへの活用 (中山間地域の市町村)

また、平成の大合併に伴ない市町村の広域化に合わせて、行政やそれに準ずる団体によるイベント、いわゆる「祭り」が多くなされている。こうした祭りの成果は観光客の誘致や、小松和彦によれば「住民が地域への愛着や帰属意識を育んでくれたかどうかにかかっているのである」という (小松 1997 p32~33)。これら行政主催の「祭り」の中で、地域で伝統的に行なわれている民俗芸能が演じられることも多いが、民俗学の立場からは批判されている。それは時間の制約や見せる目的 (カミから観客へ) が変化するために、民俗文化財 (民俗芸能) を変容させかねないものだと考えられているためである。

その一方、少子高齢化、都市部への人口集中・地方人口の減少などの要因で民俗文化財を保持する地域社会が、組織的にも経済的にも危機的な状況になり、民俗文化財の消滅に繋がっている。地域おこしや観光に利用でき、

地域資源に成り、その地域社会の経済を甦らせる可能性を持っているのも民俗文化財である。こうした状況において、行政における民俗文化財の保護と活用の両立の方途について研究したのが本論である。

1.2 研究方法と研究対象

民俗文化財の保護と活用の事例として、熊本市内のものを取り上げ、現状の保護と活用の状況を把握し、広域化した熊本市の民俗行政の課題と解決策を考察する。調査方法は民俗文化財の関係者への対面式聞き取り調査とした。

研究対象としては、「新町の獅子舞」を熊本市における民俗文化財の保護の事例として、「すり鉢舞」を活用事例としてを取り上げる。その上で、「沈目地区の大蛇踊り」を広域化した熊本市の新たな民俗文化財として取り上げる。この行事は本来、旧城南町の沈目地区で雨乞いのために行なわれていたもので、町の指定文化財になっていた。近年では、南区域南町の塚原古墳公園で開催される「火の君まつり」でなされている。だが、熊本市と城南町の合併を切掛けに民俗文化財としての価値が議論され、演じる場になっている「火の君まつり」も行政主体から住民主体へ移り、変化をむかえている。

2 研究内容

2.1 民俗文化財の保護と活用

行政において、民俗文化財は大きく二つの側面で捉えられる（図3参照）。

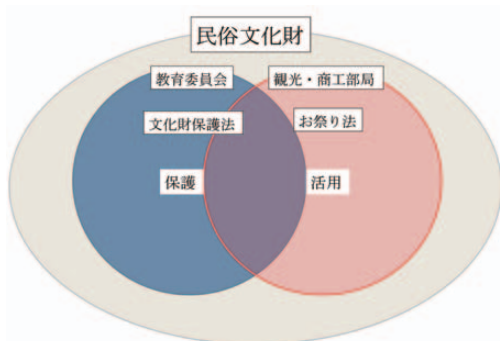


図3 行政と民俗文化財の概念図

一つは保護していくべき対象としての側面であり、もう一つは活用していくべき文化資源ないしは地域資源、

言い換えれば「観光資源」としての側面である。一般的に行政は、これら二つの面から一つの民俗文化財に対して、各々の部署や担当からアプローチしている。そして、その背景に二つの法律がある。文化財保護法と地域伝統芸能等を活用した行政の実施による観光及び特定地域商工業の復興に関する法律（略称：お祭り法）である。

2.2 民俗文化財の保護 —文化財保護法—

行政が民俗文化財を保護していく活動根拠としている法律は「文化財保護法」である。文化財保護法第二条第一項第三号によれば、民俗文化財は「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」としている。この法律をもとに都道府県・市町村は条例を整備し、教育委員会が中心となって保護活動を行なっている。具体的に見ていくと、都道府県・市町村の無形民俗文化財として特定の祭りや民俗芸能等を指定する。その際、憲法の政教分離の原則にもとづき、神事色の強い部分・祭りにおいて神職が関わる部分などと、その他の部分を切り分け、保存会を作り、指定をしていく。その指定した段階が「保護」すべき状態となる。

また、指定対象になると記録化ならびに保護の補助金を出すことが多い。そのため、市町村は自分たちの市町村の予算規模と見比べながら、民俗文化財の価値を定めてしまう傾向がある。そして、指定と引き換えに都道府県・市町村で行なわれる行政の祭りやイベントに出演することになる民俗芸能も増えている。池上博文によれば「観光資源が世界遺産であるとか国宝とか、付加価値が高いほど観光資源としての商品価値は高い。また、テレビや新聞・雑誌等で取り上げられる話題性のある資源であれば、さらにその価値は高まる」という（池上 2014 p.234）。例えば、熊本市の場合、新町の獅子舞などがその典型的なものである。新町の獅子舞は藤崎八幡宮秋例大祭の初日に氏子である新町の住民たちによって、神社に奉納されている（註1）。この獅子舞は二人立ちの二匹獅子で、「天拝の舞」「牡丹の舞」の2種類の舞があり、400年の歴史があると伝えられている（写真1）。



写真1 新町の獅子舞

熊本市の指定無形民俗文化財になり、第18回「九州地区民俗芸能大会」に県代表として出場した。指定される前後から「お城まつり」などにも参加し、平成25(2013)年には「水銀に関する水俣条約」外交会議で舞われた。

こうしたイベントの参加が増えることは、新町の獅子舞を多くの人々に知ってもらふ点や、舞手のやりがいが出るという面ではプラスであるが、関係者の時間的肉体的な負担になっている側面もある。彼らの多くが平日仕事を抱えており、その合間をぬってイベントに関わっている。そして、イベントに参加することは神社などでの奉納と、時間や見せる目的が異なるために、獅子舞の内容や演出を変容させることになりかねない。

岩本通弥は「文化財保護法には「保存と活用」の規定があるが、その活用を観光地や地域の活性化にまで拡大したとき、果して文化財は保護できるのか。活用の方が強調された今次の「文化」政策は、地域の活性化を志向しながらも、都市住民の「観光」に供するだけで、観光でしか耐えられない地域を生み出してしまわないか」という(岩本 2007 p28)。

新町の獅子舞では二つの舞「牡丹の舞」「天拝の舞」を使い分けることにより、その危険を減らす努力を自ら行なっている。「天拝の舞」は藤崎八幡宮で舞う聖なるものであり、他の場では絶対に舞わないと保存会では決めている。一方、「牡丹の舞」は明治期に歌舞伎役者が来た際、地元へ伝授されたものだといわれ、比較的新しいものだという認識から柔軟に対応させ、時間に合わせて舞の構成要素を代えて、イベントなどでは対応している。そして、保存会50周年を記念して獅子舞の歴史などを残していくために記念誌などの作成も自主的に行なっている。獅子舞の古い形がどのようなものであったのかを常に意識するようにしているという。このように見てくると、

行政による民俗文化財の活用には慎重さが必要だと思われる。その一方、一層の活用を進めさせる法律も国によって作られている。

2.3 民俗文化財の活用 —お祭り法—

平成4(1992)年9月に「地域伝統芸能等を活用した行政の実施による観光及び特定地域商工業の復興に関する法律」が文化庁・農林水産省・通商産業省・運輸省・自治省によって出された。通称、「お祭り法」は地域の伝統芸能等を用いた行事を実施することによって、観光や商工業の復興をはかろうとする法律である。この法律の目的を遂行するために財団法人地域伝統芸能センターが設立され、下記のような事業が行なわれている。

- 1、地域伝統芸能全国大会の主催・企画運営事業
- 2、地域伝統芸能等への支援事業
- 3、地域伝統芸能等顕彰事業
- 4、地域伝統芸能等の海外への広報宣伝、海外への派遣事業
- 5、地域伝統芸能等を活用した行事に関する情報収集・提供事業。

熊本県では、この財団が主催している高円宮殿下記念地域伝統芸能賞(地域伝統芸能大賞 活用賞)を八代妙見祭保存振興会が平成23(2011)年に受賞している。受賞の理由として「前夜祭の出し物展示などにより宿泊を伴う観光客など来場者の増加に努めた結果、平成2(1990)年までは10~13万人であった来館者は平成22(2010)年に16万人に増加するなど、行事の観光資源としての活用に努め、中心市街地の活性化や地域経済の活性化に貢献している」としている。

この受賞理由を見てわかるように、この法律は観光促進などを主な目的にしており、行政組織としては都道府県・市町村の観光部局や商工部局が担当部局になる。この法律が出来る前まで、行政において民俗文化財は、文化財保護法における活用の範囲で議論されてきたが、「お祭り法」成立前後、民俗文化財の活用を促進させる市町村も出てきている。平成26(2014)年に熊谷市では議員提出議案による「あついで!熊谷お祭り条例」が施行された。この条例もお祭りを使って「まちのにぎわいの創出及び観光の振興」を目的にしている。こうして見てくると「活用」とは民俗文化財の地域資源化であり、その典型的なものがイベントへの利用である。

熊本市には「お祭り法」に関連する条例はないものの、お祭りを使った地域おこし、観光促進事業は、これまでも行なってきた。その事例の一つとして「風流街浪漫フェスタ」のすり鉢舞がある。五福校区が栄華を誇っていた大正時代をイメージした名をつけた「風流街浪漫フェスタ」は平成4(1992)年に行なわれ始めた。五福校区はバブル期以降、マンションが乱立し、旧住民と新住民との混在する町になり、熊本市によって五福小学校に五福地域開発センターが平成3(1991)年につくられ、それに合わせて地域振興の祭りを行なわないかという話が市から地域住民に出された(註2)。住民はその話を受け、行政主導の祭りとは異なる、地域に根ざした地域住民による祭りを作ろうという話になり、地域の歴史をふまえたもの、絶えていた地元の祭りを復活させることを考え、すり鉢舞を中心としたものを作った。

すり鉢舞はすり鉢を被って、スリコギを腰に差し袴袴を着用した人物が「一日神主」と呼ばれるものになり、御幣を持ち、家々を回り、「惣社神社の御使、末社の臣に御座候」と大声で口上し振舞い酒を飲みながら練り歩く行事で、明治以来、公式には行なわれなくなった。地域住民は古老への聞き取りをもとに、その祭りを「風流街浪漫フェスタ」で再現することにした。五福地域開発センター前の道路を通行止めにして、地域住民が屋台や出店を出し、そこを一日神主が巡るという形になった(写真2)。



写真2 すり鉢舞の一日神主

平成5(1993)年には、まちづくりの会有志の手で「すり鉢舞総踊りバージョン」というものが作られ、すり鉢舞をイメージした曲や振り付けが行なわれ、小学生と地域住民がみんなで踊れるようにし、五福小学校への働きかけた結果、郷土教育の一環として小学生も参加する祭

りになった。平成7(1995)年には地域活性化につながると評価されて、「風流街浪漫フェスタ」が熊本県より「ふるさとづくり賞」(集団の部)の最優秀賞に選ばれた。こうして順調に進んでいた「風流街浪漫フェスタ」だが、熊本市の補助が次第になくなっていき、祭りは絶えそうになる。しかし、「すり鉢舞総踊りバージョン」で祭りに参加していた小学生たちの募金活動が切掛けで、「風流街浪漫フェスタ」は地域住民の手で継続され、今も地域住民の交流や地域振興の一役を担っている。

この事例のように祭りは社会的な効果、経済的効果がある程度見られるため、それを期待する動きも増えている。だが、それを計量化するなど科学的評価には至っていない。

2.4 祭りの評価基準

阿南透によれば、祭り(民俗文化財の活用)の効果を考えるには博覧会などのイベントの基準が有効であり、その基準は「経済的効果としては、直接経済効果として関連公共事業費、施設建設費・運営費、入場者費があり、経済波及効果として生産誘発効果、個人所得形成効果、雇用創出効果、税収増大効果があるという。社会的効果としては、地域活性化効果、環境整備効果、イメージアップ効果、地域産業の振興効果、地域アイデンティティの確立、社会教育効果、人材・ノウハウの育成効果、文化水準の向上効果、内需創出効果、国際交流効果がある」という(阿南 1997 p108~109)。

また、池上博文は「祭り」は観光の一部であり、旅行消費という形で経済効果が考えられるとし、「旅行消費は旅行の準備から始まり、交通費、宿泊費、飲食費、土産代などの広域におよび、旅行消費がもたらす経済効果は裾野まで幅広く分配される」という(池上 2014 p226)。

こうした社会的効果・経済的効果の視点で、民俗文化財を見ることや「お祭り法」に関わる行政の対応に批判も出てきている。植木行宣は「文化財の活用とは、それが本来もっている文化財としての価値や意義を明らかにし、それを市民生活の場に戻すということだろうと思います。そのように定義できれば、お祭り法にいう「活用」は活用の名に値いしないばかりか、本来の価値を損ねるものといわねばなりません。民俗の価値や意義を明示しそれを活かそうという発想はここにはなく、観光資源と

してつかえないかという見方しか見えないからです」という(植木 2007 p36～p37)。

このような批判がある中、2つの法律を根拠として行政は民俗文化財を「保護する」という動きと、「活用する」という動きを同時に行ない続けている。そのため、時には矛盾することも起きる。その上、「保護」と「活用」を行なう行政の部局あるいは担当者も異なっていることが多いので擦違いも生まれやすい。そこで、次に、沈目地区の大蛇踊りの事例を通して「保護」と「活用」について、具体的に検討していきたい。

3 事例分析

3.1 「沈目地区の大蛇踊り」の概要

城南町は向坂山を水源として城南町の北を西に向かつて流れる緑川と、宇城市豊野町に発し、城南町の東南から北西を貫流し富合町を経て緑川に注いでいる浜戸川という2つの河川を有している。それらを利用した水田地帯を北部に有し、南部には塚原古墳群があり、古代から人々が水と共に暮らしてきた地域である。今日では、城南町は熊本市の中心部に近いベッドタウンとして新住民の人口が増える一方、旧住民の高齢化も進む。こうした城南町には、沈目地区に雨乞いのための民俗芸能・大蛇踊りが残されている。

沈目地区の大蛇踊りは近年、塚原古墳群に作られる「火の君まつり」の仮設ステージで行なわれている(註3)。全長55mの造り物の大蛇がステージと、その周辺を練り歩く。大蛇の頭部は張子で、口が開閉できるようになっている。胴体部分は布に1mごとに半円状にした棒を通し、担い手が両手に持つ。頭部は6名で動かし、胴体は50名以上が必要となる。大蛇に入る人の服装も今は自由になっているが、嘗ては基本的には手甲に脚絆という姿で揃えていたという。そして、この大蛇踊りに参加できるのは、沈目地区の住人に限られている。平成25(2013)年の「火の君まつり」では「砂塵の龍」という新しい曲に合わせて、月の造り物を先頭にして、大蛇が蛇頭を上下左右に動き、尻尾を振って動きながらステージの周りを回り、最後に口から花火で火を吹かせた(写真3)。



写真3 「火の君まつり」と大蛇踊り

この民俗文化財(民俗芸能)は本来、小木阿蘇神社に雨乞いのため奉納されていたもので、神社やその周辺で舞われ、大蛇は太鼓の音にあわせ、大蛇の頭を上下左右に動かし、尻尾を振って動きながら練り歩いた(註4)。途中、家々を門付けして廻り、その際にも大蛇の頭を上下左右に激しく動かし、御花代やお神酒をもらった。酒蔵などでは花火を使って大蛇に火を吹かせていた。また、小木阿蘇神社の例祭(御幸行列・10月19日)でも沈目地区の大蛇踊りは出していたとも云われ、お旅所になっていた小木淵(宮里)まで、御神輿を先導したと伝わっている。そこには「井龍」という地名も残っていた。沈目地区の大蛇踊りには雨乞い以外にも害虫除け、豊作祈願のご利益があるという話もあるが定かではない。

この沈目地区の大蛇踊りは嘉永5(1852)年の箱書きが残されていることから江戸後期には行なわれていたと推測されている。「熊本県公文類纂」によれば、明治6(1873)年に雨乞い行事が小木阿蘇神社と小木淵でなされ、行列や鳴り物が出ていたことは記録に残っており、この時に大蛇踊りが出ていた可能性は高い。その後も水不足の際、小木阿蘇神社の臨時祭祀である雨乞いで奉納されてきたと思われるが、管見の及ぶ限りでは文献資料が見当たらない。聞き取りで確認できた一番古いものは、昭和2(1927)年の昭和天皇即位記念が行われた時に大蛇踊りが披露されたというもので、その後は昭和5・6(1930・31)年に雨乞いのために大蛇踊りが奉納されたという。これが雨乞いとしての大蛇踊りの最後になっている。その背景には戦時体制に向っていき、様々な祭りが自粛がされていたことや近代になって治水事業が行なわれ、深刻な水不足が解消されていったことなどが考えられる。特に緑川水系では大正元年の大洪水を契機に、内務省による河川改修工事が行なわれ、昭和17年に完了している(註5)。

戦後になると、沈目地区の大蛇踊りは昭和 40(1965)年に城南町の町村合併 10 周年記念行事に参加し、同年に城南町の指定文化財になった。昭和 48(1973)年の宇城町村体育大会にも出演している。平成元(1989)年には町民体育祭に、平成 7(1995)年には県民文化祭(宇城地区)にも出場した。平成 17(1994)年に子大蛇踊りが小木阿蘇神社付属保育園によって始められ、宇城消防大会の出し物として出場する。平成 22(2010)年に「沈目地区の大蛇踊り」の保存会が結成され、合併特例区事業である地域イベント「火の君まつり」に出演し、小木阿蘇神社付属保育園の園児たちによる子大蛇踊りと一緒に出演するようになった。近年、胴体は地区の人が担い、頭部は消防団が動かしているが、嘗ては大蛇の胴体は地区の女性が担い、頭部は男性が交代で動かしていた。

こうして見てくると、現在は沈目地区の大蛇踊りは雨乞い行事というよりも地域を象徴するものになって、「火の君まつり」に参加している。

3.2 「火の君まつり」と平成の大合併

「火の君まつり」とは行政主催の「カミなき祭り」である(註6)。特産品・農産品の即売会や仮設ステージにおける、音楽の演奏やキャラクターショーなどのイベントが行なわれ、その中で沈目地区の大蛇踊りが演じられている。

行政は観光・地域振興などといった理由で、第二次大戦後、「火の君まつり」のような新しい祭りを生み出してきた。城南町では塚原古墳群があることから、火の君の里として「まちづくり」を行ない、平成 2(1990)年に第 1 回「火の君まつり」を開催した(註7)。

この年は城南町の圃場整備事業が終了し、翌年には城南バイパスが開通する転機になる時期で、国が「第四次全国総合開発計画」を立てた時でもあった。神崎宣武によれば、この「第四次全国総合開発計画」は「それまでの計画が地域開発が中心であったのに対して、人間居住環境の総合的整備というコンセプトを計画の中心的概念として、定住構想を採用。(中略)生活環境の重視という側面から地域政策をとらえようとしたことにおいて大きな変化がみられる」という(神崎 1997 p260)。昭和 37(1962)年に作られた全国総合開発計画は、工業開発を中心とした一極集中型の構想であったものが、新たな計画に変わっていくのに連れて、次第に地方の特色を活

かした計画になっていく。

表1 近年における「沈目地区の大蛇踊り」の変遷

年号	参加行事	大蛇踊りの変容	主な出来事
平成元年	町民文化祭に参加	侍大将・武将などがともなうようになる	城南町の圃場整備事業完了
		出雲神楽の影響を受け「トグロマキ」をはじめめる	
平成2年			城南バイパスの完成・「火の君まつり」はじまる
平成7年	県民文化祭に参加		
平成17年	宇城消防大会に参加	付属保育園で子大蛇踊りがはじまる	
平成22年		保存会結成	熊本市と城南町が合併
平成23年	「火の君まつり」に参加	月の持ち物や銅鑼を加える	九州新幹線開通
平成25年		「砂塵の龍」という新曲で舞うようになる	

※著者による聞き取り調査の結果

そして、昭和 63(1988)年には「ふるさと創生」事業が行なわれ、地域おこしブームになっており、その流れで「火の君まつり」が始められた。ところが、バブル崩壊とともにブームは去っていき、「火の君まつり」も存続の危機をむかえたが、平成の大合併によって継続されることになった。城南町は平成 22(2010)年に熊本市・植木町と合併をするのだが、その時、城南町は合併特例区になり、「地域復興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること」の一環として「城南町合併特例区火の君まつり実行委員会」によって「火の君まつり」が継続されることになった。

こうした祭りは城南町だけでなく、同じく熊本市と合併した植木町でも「はってん祭り」という名で行なわれている。これも合併特例区の事業として「地域復興イベント並びに文化及び伝統の継承」という目的でなされている。熊本市と先に合併した富合町でも同様であり、「富合ふるさと祭り」という名で合併後も継続された。

これらの祭りは、合併によって地域の埋没を避けることを目的としたもので、地域アイデンティティの創出、他地域との差別化、そして伝統の継承が目的とされた。そのため、合併後の「火の君まつり」に城南町を代表する沈目地区の大蛇踊りが出演することになった。それ以前の「火の君まつり」では芸能人などの参加するような催しが多かった。

沈目地区の大蛇踊りは、長年行なわれていなかったが、行政主催のイベントや「火の君まつり」のような祭りが契機になり、再び行なわれるようになる。行政主催の「カミなき祭り」によって、地域文化の掘起しが出来たケースでもある。

3.3 「沈目地区の大蛇踊り」の変遷

沈目地区の大蛇踊りが「火の君まつり」のような行政主催の祭りに深く関わったのは、平成元年の町民体育祭に参加した時である（表1参照）。

その参加に合わせて、地元の有志が鎧制作業者に道具の修復を依頼した。その際、その業者から大蛇踊りの演出指導も受けた。先導（袴姿の人）、甲冑姿の侍大将・武将が大蛇の前を歩くようになり、「先導2人（袴姿）一侍大将1人—武将2人—隋人3人—太鼓6人—大蛇」という行列が作られた。業者が鎧制作業者だったことが、行列に武将などを取り入れた背景にはあると考えられる。その後、大蛇踊りをする時には、この行列を縮小したもので行なわれるようになる。また、大蛇の体を渦巻き状に巻いた状態にする見せ場「トグロマキ」という形を行なうことになったのもこの頃からで、鳥根県の出雲神楽「ヤマタノオロチ」を意識してなされたという。

平成7（1995）年には県の依頼により県民文化祭に出場し、沈目地区の大蛇踊りは県との繋がりを深めていく。平成22（2010）年には城南町文化協会の働きかけにより保存会が結成され、平成23（2011）年から「火の君まつり」に出演するようになる（註8）。この頃から沈目地区の大蛇踊りは、県や町などの補助金や助成を得て演じるようになっていく。こうした中、長崎の蛇踊りの影響を受け、月の持ち物や銅鑼を加えた。

平成23（2011）年度の熊本県の「地域づくり夢チャレンジ推進事業」に認定され、第1回「くまもと文化の力」コンクールで大賞を受賞にした。「もっと人々に親しみやすいものに」ということを目指し、平成25（2013）年度には「砂塵の龍」という新しい曲のもと、沈目地区の大蛇踊りが行なわれるようになった。こうした沈目地区の大蛇踊りだが、平成26（2014）年度で合併特別区がなくなり、それに合わせて、補助や演じる場も減っていく可能性が高まってきている。

4 結語

4.1 事例分析の結果と課題

このように見てくると、沈目地区の大蛇踊りは行政の働きかけなどを受けの中で、現代的な様々な工夫がなされてきたことがわかる。それにともない、城南町の指定文化財になった時期に行なわれていたものとも異なっていた。「雨乞い」という文化を理解するためのもの、すなわち、文化財保護法でいう「我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」とずれていったことになる。

具体的に見ると、音楽や演出の面で新たな要素を生み出し付随させてしまい、演じている当事者たちも観客も伝統的なものと新しいものとの境界がわかりにくいものになってしまっている。また、雨乞い行事との関わりなどが不明確になってきており、今後の取組みを見守る必要が生まれている。

しかしながら、沈目地区の大蛇踊りは、熊本市から八代市にかけて行なわれている亀蛇（ガメ）の出し物が出てくる祭りを考える上で重要であることには変わらない（註9）。八代妙見祭・小川阿蘇神社例祭・宮原三神宮例祭などで亀蛇の出し物が出てきて、旧植木町埋原でも亀踊りがなされていた（八代市教育委員会 2010 218～222）。これらの広がりや関連性を研究していく上で貴重である。また、地域の象徴として、まちづくりに役立っているのも確かである。

こうしたことから民俗文化財は「保護」と「活用」のバランスがとても大切であることがわかる。民俗文化財の「保護」と「活用」に関しては、これまでも様々な議論がなされてきたが、近年では文化庁伝統文化課調査官の石垣悟が国指定重要無形民俗文化財・壬生の花田植の事例を通して以下のように述べている。

観光振興^{原文ママ}／活用できる部分への対応は一様ではなく、それぞれの重要無形民俗文化財の歴史性や地域性なども関わる。しかし、観光振興が高度経済成長を通じて市民権を得てきた産物である点を考慮すれば、大枠ではこれを保存すべき部分と絡めて考えることは必ずしも適切ではないといえよう。そう考えると厳密な切り分けは不可能であるが、保存すべき部分と活用できる部分はある程度切り分けて考えるべきで、保存すべき部分を自覚的に共有したう

えで、活用できる部分^{原文ママ}／観光振興へどう対応するかが模索されるべきであろう。

(中 略)

担い手・文化財保護行政・観光振興の三者は、保存すべき部分と活用できる部分の切り分けを自覚・共有しておかなければならない。そのためには三者が話し合う場が常に設けられていることが不可欠である。

(石垣 2014 p24～p34)

石垣の指摘は妥当であり、「保護」と「活用」の両立を考えていく上では欠かせないことだと考えられる。これまでふれてきた事例を見ても、行政が「保護」と「活用」のバランスを間違えると、文化財的な価値を下げ、維持していくことをより難しくする。

熊本市は、文化財行政が教育委員会から補助執行という形で市長部局(観光部局)に移っており、文化財の「保護」と「活用」が同じ部署でなされており、他の市町村よりも「保護」と「活用」の両立をしやすい状況になっている。また、教育委員会も博物館や大学などの研究機関と連携し、専門的な立場からのアプローチも大切になってくる。それらを活かし、民俗文化財の「保護」と「活用」の調整機能をより一層働かせていくことが今度も期待されよう。

4.2 今後の政策に向けての提言

これまでのことをふまえると、民俗文化財の「保護」と「活用」を調整するコーディネーターのような存在の必要性を提言する。コーディネーターを務める人物は「保護」に関する知識と「活用」に関する知識を持つとともに地域の人々とコミュニケーションを取れる能力が大切である。

その一方、行政は民俗芸能などの民俗文化財を民俗調査によって網羅的に把握し、その情報を地域に還元することが、民俗文化財の「保護」と「活用」を考える上で最も重要である。それにより「保護」する部分と「活用」する部分の見極めをする能力を、行政関係者はもちろん、民俗文化財を保持する地域の人々や関係者にも持つ必要もある。そのためには、石垣のいうように民俗文化財を保持する地域の人々や関係者と行政が密に話し合っていくことが大切になる。

こうした作業には地域住民の積極的な関与や高齢者たちの力が必要となる。その力を引き出していくことは地域コミュニティを再生し、高齢者の生きがいづくりにも広がっていく可能性もある。沈目地区の大蛇踊りでも、今回の調査でわかった変遷を保存会の会長に知らせたところ、自分たちで過去のお祭りの姿を調べようという動きも出てきて、昔のかたち、小木阿蘇神社に奉納するものに戻そうという計画も検討しはじめている。

行政が民俗調査によって、民俗文化財の記録化を進めないと民俗文化財の何を「保護」し、何を「活用」すれば良いのかわからなくなり、地域資源としての価値、そして本物志向の観光客を喜ばせる観光資源を失うことにも繋がっていきかねない。

熊本市では1980年代に旧熊本市を対象に民俗の悉皆調査がなされ、3つの報告書が出されている。『熊本市内祭り・郷土芸能調査報告書』『熊本市内の年中行事調査報告』『熊本市内人生儀礼調査報告書』である。それ以後、市史編さんを除けば、こうした悉皆調査はなされておらず、合併した城南町・植木町・富合町に関しても詳しい調査がなされていない。

民俗調査を定期的に行ない、その報告書を出し続けると、民俗文化財の変化が記録でき、「保護」と「活用」のバランスを考えていく上での重要な指針となることから、行政は民俗調査を行ない続ける必要があると指摘したい。

註1 聞き取り調査 2014年8月25日 話者 新町の獅子舞保存会 役員一同

註2 聞き取り調査 2014年7月30日 話者 平野俊晴氏

註3 聞き取り調査 2013年10月27日 話者 沈目大蛇踊り保存会・会長 岡本輝男氏・他

2013年11月13日 話者 本田三郎氏・榊田正治氏

2014年8月24日 話者 沈目大蛇踊り保存会・会長 岡本輝男氏

註4 小木阿蘇神社への雨乞い祈願として氏子の住む8地区から出し物が出ていた。沈目の大蛇踊り、土鹿野の虎舞、藤山の人形(浄瑠璃人形)、鱈瀬のドラ(大太鼓)、塚原の神楽などがあった。

註5 国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所公式ページによる(アクセス/2015年5月8日)

註6 祭りとは本来、ハレの日の行事で、神を迎え入れ歓迎し、送る神事であった。そのため、政教分離の原則に基づき、地域に残るお祭り

がそのまま、行政主催の祭りになることは、ほとんどない。しかし、「お祭り法」の成立もあり、近年大きく基準が揺らいでいる。その一方、行政は観光・地域振興のためなどといった理由で、新しい祭りを生み出し行なってきた。カミナキ祭りと呼ばれるものである。出島二郎によれば「イベントをどのように規定するかが問題だが、私は単純に「カミナキ祭り」ととらえている。すなわち、祇園祭が祭りであり、万国博はイベントとしたい。鎮守の社の秋祭りが祭りであり、デパートのお歳暮セールはイベントである」という（出島 1997 p231）。

註7 熊本市（城南町合併特別区・富合町合併特別区・植木町合併特別区）公式ページによる（アクセス/2014年7月14日）。

註8 文化協会とは熊本県の文化振興に寄与するため、昭和38年に熊本県内に居住する文化関係者をもって組織化された「熊本県文化懇話会」を母体に昭和45年に設立されたものである。熊本県内の文化関係の諸団体ならびに諸機関等の相互の連絡調整を図り、熊本の文化の育成発展に寄与することを目的としている。

註9 亀蛇（ガメ）とは蛇と亀を合わせた想像上の生き物。それを題材にした出し物が八代妙見祭などに出る。雨乞い行事との繋がりがあるといわれている。沈目地区の大蛇踊りと共通点も見られる。

※ 沈目地区の大蛇踊りの写真は熊本大学准教授 鈴木寛之氏に提供していただいたもの（平成25年10月27日撮影）、それ以外は著者が撮ったものである。

- 八代市教育委員会 2010『八代市文化財調査報告集 第43集 八代妙見祭』
- 岩本通弥編 2012『民俗学の可能性を拓く「野の学問」とアカデミズム』青弓社
- 新谷尚紀監修 2014『ユネスコ無形文化遺産 壬生の花田植 一歴史・民俗・未来』吉川弘文館
石垣悟「文化財保護の視点から（無形の）民俗文化財を考える」
池上博文「花田植と観光振興」

参考文献

- 松本雅明編 1965『城南町史』城南町史編纂会
- 熊本市民俗調査委員会 1981『熊本市内祭り・郷土芸能調査報告書』
- 熊本市民俗調査委員会 1983『熊本市内の年中行事調査報告』
- 熊本市民俗調査委員会 1986『熊本市内人生儀礼調査報告書』
- 新熊本市史編纂委員会 1996『新熊本市史 別編 第二巻 民俗・文化財』熊本市
- 小松和彦編 1997『現代の世相5 祭りとイベント』小学館
阿南透「伝統的祭りの変貌と新たな祭りの創造」
小松和彦「神なき時代の祝祭空間」
出島二郎「地域イベント発・偽祭のパフォーマンス」
神崎宣武「「ふるさと創生」の決算書」
- 文部科学省 2000『教育白書』
- 芦田徹郎 2001『祭りと宗教の現代社会学』世界思想社
- 植木行宣編 2007『民俗文化財 保護行政の現場から』岩田書院
岩本通弥「「文化立国」論の憂鬱 一民俗学の視点から一」
植木行宣「文化財と民俗研究」